

## 苫小牧市スマートシティ官民連携協議会 会員要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、苫小牧市スマートシティ官民連携協議会要綱（以下「協議会要綱」という。）第5条の規定に基づき組織される、会員に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 苫小牧市スマートシティ官民連携協議会（以下「協議会」という。）の会員の種別、手続き等を明らかにすることで円滑な会員運営を行い、本市におけるスマートシティの推進を図る。

### (会員種別)

第3条 会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 運営会員  
協議会要綱に記載の団体又は有識者
- (2) 一般会員  
会員の登録申請を行い、協議会会長に承認された団体

### (登録申請)

第4条 前条第2号の会員としての活動を希望される団体は、事前に登録申請を行わなければならない。

### (登録承認)

第5条 協議会会長は、前条の申請があったときは速やかに内容の確認を行い、疑義がなければ登録の承認を行う。

- 2 協議会会長は、前項の承認を行ったときは、登録の申請を行った会員に対し速やかに通知する。

### (会員期間・退会等)

第6条 会員として協議会に参加できる期間は、協議会要綱第2条に定められている目的を達成するまでとする。

- 2 会員は、第1項の期間に関わらず、協議会会長に対して届け出ることにより、協議会から退会することができる。
- 3 協議会会長は、第1項の期間に関わらず、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。
  - (1) 協議会要綱に違反又は協議会の信用を著しく害したとき
  - (2) 会員が解散、営業の停止又は活動実態がないと認められたとき
  - (3) 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
  - (4) その他協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

(会費等)

第7条 会費及び入会金は、無料とする。ただし、今後スマートシティ推進に係る具体的な事業を進めていく中で、会費を徴収する場合がある。

2 第1項に規定する会費を徴収する場合は、会長はあらかじめ会員に対し、その旨通知しなければならない。

(事業化分科会設置の提案)

第8条 第3条第1項に定める会員は、運営委員会（協議会要綱第9条の規定に基づき設置される運営委員会をいう。）に対して事業化分科会の設置を提案できる。

2 事業化分科会の設置及び運営に関する事項については、別に定める「苫小牧市スマートシティ官民連携協議会 事業化分科会要綱」による。

(会員情報の発信)

第9条 第3条第1項に定める会員は、当該会員の有する技術・サービス等の情報を協議会会長が協議会の目的に合致すると認める範囲かつ方法で、他の会員に対して周知することができる。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

附 則（令和5年4月26日改正）